

組織改正について

下記のとおり組織の一部改正を決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 組織の一部改正

(2018年 10月 1日付)

- (1) 本店に「フィナンシャル・アドバイザー第二部」を新設する。
- (2) 本店フィナンシャル・アドバイザー一部を「本店フィナンシャル・アドバイザー第一部」に改称する。
- (3) 秋葉原支店に「フィナンシャル・アドバイザー部」を新設する。
- (4) 新宿支店に「フィナンシャル・アドバイザー部」を新設する。
- (5) 恵比寿支店に「フィナンシャル・アドバイザー部」を新設する。
- (6) 池袋支店に「営業部」および「フィナンシャル・アドバイザー部」を新設する。
- (7) 刈谷支店に「東海フィナンシャル・アドバイザー部」を新設する。

以 上